

特定非営利活動法人 るもいコホートピア 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 るもいコホートピア という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を北海道留萌市花園町3丁目1番1号に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市北区新琴似9条4丁目8番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、留萌市を中心とする留萌管内の地域住民に対して、学術研究の過程並びに成果によって健康と安心をもたらすこと。また、この果実を大学や企業に活用してもらうことによって、留萌で新規産業の創出をはかり、地域の人々の豊かなくらしの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) コホート疫学・介入研究による疫学・臨床医学への貢献活動
- (2) バイオマーカー探索のための血液サンプルの系統的保存と活用
- (3) 地域食材・第一次産品の高付加価値化・ブランド化に関する研究・広告の支援
- (4) 地域医療・バイオ産業に関わる人材の確保と育成、教育活動
- (5) 新規医療・バイオ産業創出及び誘致に関する支援活動

- (6) 遠隔医療・医療ネットワークの普及に関する活動
- (7) 地域の保健・医療・福祉の充実に関する地方公共団体との連携活動
- (8) 医育大学の学部及び大学院学生の研究指導
- (9) その他前各号に関連する事業

2 本法人は、その他の事業として次の事業を行う。

- (1) 食品及び化粧品の受託臨床試験
- (2) 医薬品の治験コーディネート
- (3) 臨床疫学などの受託調査研究
- (4) 大学・研究所・企業の研究開発の支援
- (5) 商標・特許などの知的財産の出願・維持・許諾
- (6) その他前各号に関連する事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して、活動を推進するために入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 団体会員 本法人の事業を賛助するために入会した法人・団体
- (4) 特別会員 本法人と連携し事業を推進するために入会した、平成15年5月30日制定の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が適用される地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が適用される大学及び研究機関、ならびに個人情報の保護に関する法律が適用される医療法人に係る個人情報取扱事業者

(入 会)

第7条 正会員、賛助会員、団体会員、特別会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 前項において理事長は、正会員については次の各号の一に相当する理由があ

るときには、理事会の意見を聞いた上で、入会を認めないことができる。

- (1) 本会の活動を推進するために必要な学識・経験・能力を有しないと認められる場合
- (2) 本会の活動に不利益と考えられる反社会的行為を行うおそれがあると認められる場合

4 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 正会員、賛助会員、団体会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

2 特別会員が、退会届の提出をしたときにはその資格を喪失する。

(退 会)

第9条 正会員、賛助会員、団体会員、特別会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 理事長は、会員を除名したとき、直近の総会にその理由を付し、報告しなければならない。

(拠出金等の不返還)

第11条 既に納入した寄附金その他の拠出金等は、会員資格喪失の理由の如何を問わず、返還しない。

(職務と資格)

第12条 正会員は、総会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決

に基づき、理事の業務執行の補佐と助言を行う。

- 2 正会員には、その役員に補佐を行うために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 特別会員と本法人が連携して行う事業は理事会において定めるものとする。

(守秘義務)

第13条 本法人の会員は、職務にて知り得た個人情報、活動情報に関し、個人情報保護法及び不正競争防止法など関係法令に基づく守秘義務を負い、当該個人もしくは団体の明示の許可がなければ、他の会員又は部外者に開示又は提供してはならない。

- 2 会員は退会後も守秘義務を負うものとする。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第15条 理事は理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第16条 理事長は、本法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に関わらず、監事に関しては、任期の末日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わねばならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するため要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

第21条 本法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決をする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する承認
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任及び解任
- (6) 理事会が総会決議事項とした事項
- (7) 理事の選任に関する承認

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から理事長が指名する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第2項第2号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数も付記する）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の策定ならびにその変更
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 役員職務及び報酬
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) その他運営に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第2項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、その旨も付記する）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第40条 本法人に、その目的の達成に重要事項を調査研究及び審議、審査をするため、理事会の議決を経て、各種委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

第41条 前条に規定するもののほか、委員会に必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産

(構成)

第42条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(管理)

第43条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第44条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 本法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第47条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次に開会される総会に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 予算超過及び予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

5 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第49条 本法人に、本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第50条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款変更・解散及び合併

(定款変更)

第51条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人又は地方公共団体に譲渡するものとし、解散総会の議決により譲渡先を定める。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公 告)

第 5 5 条 本法人の公告は、新聞に掲載して行うほか、本法人の掲示板に掲示して行う。

第 1 2 章 雑 則

(細 則)

第 5 6 条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、本法人の設立の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第 4 4 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 5 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 平成 2 2 年 2 月 2 5 日、第 1 4 条役員の種別及び定数について、監事の定数を 1 人から 2 人に変更
- 7 この定款は、平成 2 2 年 7 月 7 日から施行する。
- 8 この定款は、平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日から施行する。

別 表

設立当初の理事

理事長	小海康夫
副理事長	多田光宏
理事	吉田晃敏
理事	笹川 裕
理事	佐田文宏
理事	水戸繁男
監事	島田泰生